

ヘルメット あごひもカチッと 出発だ



交通ルール・マナーを守る

令和6年11月1日から自転車の危険な運転に新しく罰則が整備されました。

○ 運転中のながらスマホ

スマートフォンなどを手で保持して、自転車に乗りながら通話する行為、画面を注視する行為が新たに禁止され、罰則の対象となりました。

違反者は、6月以下の懲役又は10万円以下の罰金

交通の危険を生じさせた場合、1年以下の懲役又は30万円以下の罰金

○ 酒気帯び運転および幫助

自転車の酒気帯び運転のほか、酒類の提供や同乗・自転車の提供に対して新たに罰則が整備されました。

違反者は、3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

自転車の提供者は、3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

酒類の提供者・同乗者は、2年以下の懲役又は30万円以下の罰金

自転車は幅広い世代で利用される手軽な乗り物ですが、交通ルールやマナーを守らなければ大きな事故につながります。

信号や一時停止、歩行者優先など交通ルールをしっかりと守り、交通事故防止に努めましょう。

ヘルメット着用促進

頭部の損傷は致命傷となり、重度の後遺症が残る場合があります。
事故の衝撃から頭部を守るため、必ずヘルメットを着用しましょう。



「思いをつなぐその日までー大切なものを守るためにー」 YouTube 北海道警察公式チャンネル



北海道警察では、札幌ミュージック&ダンス・放送専門学校のみなさんと制作した自転車ヘルメット着用を呼びかける動画を北海道警察公式チャンネルで公開しています。

知っていますか？自転車運転者講習制度

自転車の講習に関し一定の違反行為（信号無視、通行禁止違反等）を3年以内に2回以上行った場合、公安委員会から自転車運転者講習の受講を命ぜられます。

令和7年5月
北海道警察函館方面本部

